

●取り組みごとの成果指標

別紙 2

取組み	成果指標	初年度		第2～最終年度					備考
		下限値	上限値	下限値 (2～最終)	上限値 (第2年度)	上限値 (第3年度)	上限値 (第4年度)	上限値 (最終年度)	
① 若者の居場所 の設置・運営	居場所の延べ利用者数 (人)	320	480	800	1600	1600	1600	1600	初年度は週2回・平均15人、それ以降は週2回・平均20人を上限値とした
	居場所利用者の満足度 (%)	60	80	60	80	80	80	80	「安心して過ごせる居場所と感じている人」の割合
	居場所の運営に参画する 利用者の割合 (%)	60	80	60	80	80	80	80	居場所の参加率が50%を超える利用者の中で「自分の意見が居場所の運営に反映されたと感じた人」の割合
② 若者の地域活 動援助	活動補助団体数 (団体)	2	5	5	6	7	8	9	初年度は20万円、それ以降は活動補助費を50万円とした場合の値金額により上限値は変更する
	関係した地域住民等アンケートの満足度 (%)	60	80	80	90	90	90	90	「活動がよかったと感じた人」の割合
③ 若者教育事業 企画・開催	講座の延べ参加者数 (人)	20	30	30	60	60	60	60	初年度は年2回・平均15人、それ以降は年3回・平均20人を上限値とした
	テーマに興味・関心を持った参加者数 (人)	6	15	12	30	30	30	30	「講座の内容について引き続き学んでみたい」人の数

●評価方法

取組み	成果指標	評価方法					
① 若者の居場所 の設置・運営	居場所の延べ利用者数 (人)	上限値に対する達成割合	～60%	～80%	～100%	100%超	(実績値)÷(上限値)×100(%) ただし、下限値に満たない場合の評価点は「0」とする
		評価点	60	80	100	120	
	居場所利用者の満足度 (%)	満足度	～60%	～80%	～100%		半年に1回以上実施した利用者アンケートの満足度 ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
		加算点A	0	5	10		
	居場所の運営に参画する 利用者の割合 (%)	参画率	～60%	～80%	～100%		半年に1回以上実施した利用者アンケートの対象者の参画割合 ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
		加算点B	0	5	10		
	評価委員加減算	加減算点	±10				取組み全体を通して、評価委員が決定する ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
② 若者の地域活 動援助	活動補助団体数 (団体)	上限値－実績値	～-2	-1	0	1～	(上限値)－(実績値) 上限値に対する達成度を評価 ただし、下限値に満たない場合の評価点は「0」とする
		評価点	60	80	100	120	
	関係した地域住民等アンケートの満足度 (%)	満足度	～60%	～80%	～90%	～100%	補助事業ごとの実績報告で示される団体構成員以外に対するアンケート調査の満足度 「～80%」の加算は初年度のみ。2年目以降の加算点は「0」 ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
		加算点	0	5	10	20	
	評価委員加減算	加減算点	±10				取組み全体を通して、評価委員が決定する ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
③ 若者教育事業 企画・開催	講座の延べ参加者数 (人)	上限値に対する達成割合	～60%	～80%	～100%	100%超	(実績値)÷(上限値)×100(%) ただし、下限値に満たない場合の評価点は「0」とする
		評価点	60	80	100	120	
	テーマに興味・関心を持った参加者数 (人)	上限値に対する達成割合	～40%	～80%	～100%	100%超	(実績値)÷(上限値)×100(%) ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない
		加算点	0	5	10	20	
	評価委員加減算	加減算点	±10				取組み全体を通して、評価委員が決定する ただし、上記評価点が「0」の場合は加算しない

●支払い要件

取組み	支払い要件	
① 若者の居場所 の設置・運営	(成果支払額)×((評価点)+(加算点A)+(加算点B)+(加減算点))÷100	ただし、(評価点)+(加算点A)+(加算点B)+(加減算点)が100を超えるときは、100として算出する。
② 若者の地域活 動援助	(成果支払額)×((評価点)+(加算点)+(加減算点))÷100	成果支払額は、実際の活動補助額×1.1を上限とする。 ただし、(評価点)+(加算点)+(加減算点)が100を超えるときは、100として算出する。
③ 若者教育事業 企画・開催	(成果支払額)×((評価点)+(加算点)+(加減算点))÷100	ただし、(評価点)+(加算点)+(加減算点)が100を超えるときは、100として算出する。